

# 業務委託契約書

## 第1条（委託業務）

甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

- （1） 指定商品の自国内の在庫確認
- （2） 商品の買付け
- （3） 検品
- （4） 商品の写真撮影
- （5） 梱包、発送

## 第2条（委託料）

1 各委託料は下記の通りとする

- （1） 指定商品の自国内の在庫確認→100 円/品
- （2） 国内実店舗での買付け、その後の商品の検品、梱包、発送→4000 円/件
- （3） オンラインでの買付け、その後の商品の受取り、検品、梱包、発送→1000 円/件

2 甲は、商品買付け時に乙に対して商品代金を前払いで送金するものとする。

3 甲は、商品発送後に乙に対して下記代金を送金するものとする。

- （1） 未精算の在庫確認委託料（第1項第1号）
- （2） 本件委託料（第1項第2号もしくは第3号）
- （3） 本件発送に要した費用（国際送料、梱包費、交通費）

## 第3条（契約期間・契約更新）

1 契約期間は、契約日より1か月とする

2 契約期間満了日の1週間前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1か月間更新するものとし、以後同様とする。

#### 第4条（再委託の制限）

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りではない。

#### 第5条（秘密保持）

乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

#### 第6条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不可能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が一か月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

#### 第7条（契約終了後の処理）

本契約終了後、（契約解消後）乙は、甲の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還または破棄するものとする。

#### 第8条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

第9条（賠償）

- （1） 乙の責任下での商品郵送完了前の紛失や欠損が生じた場合それにかかわる一切の金額を保証する義務を持つものとする。
- （2） その他甲乙はお互いに個々の過失、法令違反、背徳行為によって相手に対して金銭的損害が発生した場合、それにかかわる一切の金額を保証する義務を持つものとする。

第10条（裁判管轄）

本契約に関する一切の争訟は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通ずつ保存する。

契約日 年 月 日

甲 氏名  
住所

乙 氏名  
住所